

## 指定管理者の個人情報保護モデル規程

### (目的)

第1条 この規程は、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度の公共性にかんがみ、〇〇（指定管理者の名称）（以下「当社（当会）」という。）が綾瀬市（以下「市」という。）の指定を受けて行う綾瀬市〇〇〇（公の施設の名称）の指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）に関し、取得、管理する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条に定めるところによる。

- (1) 個人情報
- (2) 個人データ
- (3) 保有個人データ
- (4) 本人

### (当社（当会）の責務)

第3条 当社（当会）は、指定管理業務に関して取得、管理する個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力しなければならない。

### (利用目的の特定)

第4条 当社（当会）は、指定管理業務に関して個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

### (利用目的による制限)

第5条 当社（当会）は、法第16条第3項各号に規定する場合を除くほか、あらかじめ市の指示又は承諾及び本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

### (適正な取得)

第6条 当社（当会）は、指定管理業務に関して個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

(利用目的の公表)

第7条 当社(当会)は、原則として個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 当社(当会)は、法第23条に規定する場合を除くほか、あらかじめ市の指示又は承諾及び本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(個人データの正確性の確保)

第9条 当社(当会)は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(適正な維持管理)

第10条 当社(当会)は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 当社(当会)は、保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ速やかに廃棄するものとする。

3 当社(当会)は、市が承諾した場合を除き、指定管理業務に関して市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しないものとする。

(市が行う調査への協力)

第11条 当社(当会)は、市が随時に実施する、当社(当会)の指定管理業務に関して取り扱っている個人情報の状況に関わる調査に協力するものとする。

2 前項の調査の結果、市が行う勧告に当社(当会)は誠実に従うものとする。

(従業者(職員)の監督)

第12条 当社(当会)は、その従業者(職員)に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者(職員)に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(従業者(職員)の義務)

第13条 当社(当会)は、個人データの取扱いに従事する従業者(職員)が、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつ、指定管理業務を行うものとする。

(委託先の監督)

第14条 当社(当会)は、個人データの処理は自ら行い、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託しないものとする。

2 当社(当会)は、前項の承諾に基づいて、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(指定管理業務の終了等に伴う個人情報の処理)

第15条 当社(当会)は、指定管理業務を行うに当たり、市から提供を受け、又は自らが取得、作成した個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定の取り消しを受けた後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(保有個人データの開示)

第16条 当社(当会)は、本人(個人情報の保護に関する法律施行令(以下「政令」という。)第8条で規定する代理人を含む。)から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人データの開示を求められたときは、法第25条第1項ただし書に該当する場合を除き、原則として本人に対し、申出のあった日の翌日から起算して14日以内に当該保有個人データを開示するものとする。

(開示の申出方法)

第17条 保有個人データの開示の申出(以下「開示申出」という。)をしようとする者は、当社(当会)に対し、次に掲げる事項を記載した申出書(第1号様式)(以下「開示申出書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示申出に係る保有個人データの内容
- (3) 開示の方法
- (4) その他当社(当会)が定める事項

2 開示申出をしようとする者は、当社(当会)に対して当該開示申出をしようとする者が当該開示申出に係る保有個人データの本人であること(代理人による開示申出にあつては、開示申出に係る保有個人データの本人の代理人であること。)を確認するために必要な書類で当社(当会)が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 当社(当会)は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出を

した者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当社（当会）は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（開示の決定等）

第18条 当社（当会）は、保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定をしたとき、又は全部を開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面（第2号様式、第3号様式又は第4号様式）により通知するものとする。

2 保有個人データの開示は、政令第6条で定める方法により行うものとする。

3 当社（当会）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第16条に規定する期間を延長することができる。この場合において、当社（当会）は、本人に対し、遅滞なく、延長する理由及び延長後の決定期限を書面（第5号様式）により通知するものとする。

（費用の負担）

第19条 保有個人データの開示に係る写し等の作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

（保有個人データの訂正等）

第20条 当社（当会）は、本人（政令第8条で規定する代理人を含む。）から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、申出のあった日の翌日から起算して14日以内に当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

（訂正等の申出方法）

第21条 保有個人データの訂正等の申出（以下「訂正等申出」という。）をしようとする者は、当社（当会）に対し、次に掲げる事項を記載した申出書（第6号様式）（以下「訂正等申出書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 訂正等申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等申出に係る保有個人データの内容
- (3) 訂正等を求める箇所及び内容

(4) その他当社（当会）が定める事項

- 2 訂正等申出をしようとする者は、当該訂正等の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 訂正等申出をしようとする者は、当社（当会）に対して当該訂正等申出をしようとする者が当該訂正等申出に係る保有個人データの本人であること（代理人による訂正等申出にあつては、訂正等申出に係る保有個人データの本人の代理人であること。）を確認するために必要な書類で当社（当会）が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 4 当社（当会）は、訂正等申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等申出をした者（以下「訂正等申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当社（当会）は、訂正等申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

（訂正等の決定等）

第22条 当社（当会）は、保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面（第7号様式、第8号様式又は第9号様式）により通知するものとする。

- 2 当社（当会）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第20条に規定する期間を延長することができる。この場合において、当社（当会）は、本人に対し、遅滞なく、延長する理由及び延長後の決定期限を書面（第10号様式）により通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第23条 当社（当会）は、本人（政令第8条で規定する代理人を含む。）から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人データが第5条の規定に違反して利用されているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、申出のあった日の翌日から起算して14日以内に当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。

- 2 当社（当会）は、本人（政令第8条で規定する代理人を含む。）から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人データが第8条の規定に違反

して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、申出のあった日の翌日から起算して14日以内に当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。

(利用停止等の申出方法)

第24条 保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止（以下これらを総称して「利用停止等」という。）の申出（以下「利用停止等申出」という。）をしようとする者は、当社（当会）に対し、次に掲げる事項を記載した申出書（第11号様式）（以下「利用停止等申出書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 利用停止等申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止等申出に係る保有個人データの内容
- (3) 利用停止等を求める箇所、内容及び理由
- (4) その他当社（当会）が定める事項

2 利用停止等申出をしようとする者は、当社（当会）に対して当該利用停止等申出をしようとする者が当該利用停止等申出に係る保有個人データの本人であること（代理人による利用停止等申出にあつては、利用停止等申出に係る保有個人データの本人の代理人であること。）を確認するために必要な書類で当社（当会）が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 当社（当会）は、利用停止等申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等申出をした者（以下「利用停止等申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当社（当会）は、利用停止等申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(利用停止等の決定等)

第25条 当社（当会）は、保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面（第12号様式、第13号様式又は第14号様式）により通知するものとする。

2 当社（当会）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第23条第1項及び第2項に規定する期間を延長することができる。この場合において、当社（当会）は、本人に対し、遅滞なく、延長する理由及び延長後の決定期限を書面（

第15号様式)により通知するものとする。

(異議の申出)

第26条 当社(当会)が行った保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等の決定について、異議のある者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に当社(当会)に対して異議を申し出ることができる。

2 前項に規定する異議の申出は、書面によるものとし、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 異議を申し出ようとする者の氏名及び住所
- (2) 異議の申出の対象となった決定を知った日及びその内容
- (3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

第27条 前条による異議の申出があったときは、当社(当会)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関(綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条1項に規定する実施機関及び議長。以下同じ。)の助言を求めることができる。

- (1) 異議の申出をした者が、当該申出についての正当な理由がないものであるとき  
その他異議の申出が不適切であることが明らかであるとき。
- (2) 決定を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る保有個人データの全部の開示、訂正等又は利用停止等を行うことと決定したとき。

2 当社(当会)は、前項の規定により、実施機関の助言を求めた場合は、その旨を異議の申出をした者に書面(第16号様式)により通知するものとする。

3 当社(当会)は、実施機関から当該異議の申出について、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求められた場合はこれに応じるものとし、当該異議の申出の対象となっている保有個人データについては、これを提出し、又は提示するものとする。

(異議の申出に係る通知)

第28条 前条第1項の規定により実施機関からの助言があった場合は、当社(当会)は、この意見を尊重し、速やかに当該異議の申出について書面により通知するものとする。

(責任体制)

第29条 当社(当会)は、この規程に定められた内容の実効性を確保するため、従

業者（職員）のうちから指定管理業務に関して取り扱う個人情報の管理者（以下「管理者」という。）を指名するものとする。

2 当社（当会）は、前項の規定により管理者を指名したときは、その旨を市に届け出るものとする。

（苦情の処理）

第30条 当社（当会）は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 当社（当会）は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

3 前条の管理者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、当社（当会）が指定管理業務に関して保有する個人情報の取扱いに係る規程等の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。